

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

省エネ基準適合義務化への対応に関する説明会の開催について
(ご案内)

この度、日本ガス体エネルギー普及促進協議会主催の標記説明会が別添のとおりオンラインで開催されることとなりましたので、ご案内いたします。

令和4年(2022年)6月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)により、建築物省エネ法が改正され、令和7年(2025年)4月(予定)から、原則全ての建築物について省エネ基準への適合が義務付けられるなど、ガス業界を取り巻く環境は厳しさを増していくことが予想されます。

今回の説明会は、住宅・建築物における省エネ基準適合義務化への対応についてご理解いただき、今後の家庭用ガス機器の普及に向けた取り組みの一助となることを目的としております。

つきましては、是非説明会にご参加いただきますよう、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 日 時

第1回目 令和6年(2024年) 9月24日(火) 14:00~16:00

第2回目 令和6年(2024年)10月 8日(火) 14:00~16:00
(2回とも同じ内容です。)

2. 対 象

LPガス事業者

3. 内 容

住宅政策の動向について

住宅の省エネ性能評価について

家庭用ガス機器(エネファーム・エコジョーズ・ガス温水床暖房等)の優位性等について

※内容は変更となる場合がございます。

4. 申込方法

別添チラシのURLよりお申し込みください。

5. 申込期限

令和6年(2024年)9月20日(金)

6. 問合せ先

(一社) 全国LPガス協会 保安・業務グループ 宍戸・岩田

Eメール: hoangyoumu@japanlpg.or.jp

以 上

発信手段: Eメール

担当: 保安・業務グループ 宍戸・岩田

～オンライン (ZOOM) 配信～ 「省エネ基準適合義務化への対応に関する説明会」

2025年4月から全ての新築住宅に省エネ基準の適合が義務付けられるなど、ガス業界を取り巻く環境は厳しさを増していくことが予想されます。本説明会は住宅・建築物における省エネ基準適合義務化への対応についてご理解いただき、今後の家庭用ガス機器の普及に向けた取り組みの一助となることを目的とし、開催いたします。

1. 日時

第1回目 2024年9月24日(火)14:00～16:00

第2回目 2024年10月8日(火)14:00～16:00

(2回とも同じ内容です)

2. 対象

LPガス・都市ガス事業者

3. 内容

- ・住宅政策の動向について
- ・住宅の省エネ性能評価について
- ・家庭用ガス機器(エネファーム・エコジョーズ・ガス温水床暖房等)の優位性等について

※内容は変更となる場合がございます

省エネ基準適合義務化について正しく理解して、これからも家庭用ガス機器を普及させよう！



4. 申込方法

下記 URLよりお申し込みください

第1回目(9/24)

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_mHhP1bs4Qqi2I4erapNKXQ

第2回目(10/8)

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_OR6oOCULQPG88Hg95CAaIA

5. 申込期限

2024年9月20日(金)

6. 問合せ先

(一社)全国LPガス協会 保安・業務グループ 央戸、岩田

Email: hoangyoumu@japanlpg.or.jp

令和 6 年 4 月 1 6 日

住宅局参事官(建築企画担当)付

令和 7 年 4 月 1 日から省エネ基準適合の全面義務化や 構造関係規定の見直しなどが施行されます！！

令和 4 年 6 月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）」の施行期日を定める政令及び施行に必要な規定の整備等を行う政令が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

令和 4 年 6 月、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化等のための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布されました。改正法においては、原則全ての新築住宅・非住宅への省エネ基準適合の義務付け、構造規制の合理化などに係る規定について、公布の日から 3 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

今般、これら規定の施行期日を定めるとともに、施行に必要な政令の整備を行います。

2. 政令の概要

（１） 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。

（２） 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

- ① 省エネ基準への適合を求めない建築の規模を、床面積が 10 m²以下の建築物の建築とする（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令関係）。
- ② 建築物における省エネ基準への適合義務の対象拡大に関連して、高い断熱性能を有する、太陽光パネルを備えるなど、様々な仕様の木造建築物が増えることを踏まえ、建築物の仕様等に応じて求める「柱の太さや壁の量」等に係る構造関係規定を整備する（具体的な内容は告示に委任）（建築基準法施行令関係）。
- ③ その他、都道府県と市町村における建築主事の事務の整理を行う等、所要の改正を行う（建築基準法施行令等関係）。

3. スケジュール

公布：令和 6 年 4 月 1 9 日（金）

施行：令和 7 年 4 月 1 日（火）

<問い合わせ先> 住宅局参事官(建築企画担当)付 代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8513

（２）①に関する事： 課長補佐 平山 （内線：39-452）

（２）②に関する事： 課長補佐 杉原 （内線：39-536）

（２）③に関する事： 課長補佐 土佐 （内線：39-516）

設計者・工務店の皆様へ

2025年4月(予定)から 全ての新築住宅・非住宅に 省エネ基準適合が 義務付けられます

建築物省エネ法が改正されました(令和4年6月17日公布)



省エネ基準適合見直し**3**つのポイント

1

原則全ての
新築住宅・非住宅に
省エネ基準適合が
義務付けられます

2

建築確認
手続きの中で
省エネ基準への
適合性審査を
行います

3

2025年4月
に施行予定
です

※住宅・建築物の「省エネ基準」について

省エネ基準とは、建築物が備えるべき省エネ性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準であり、一次エネルギー消費量基準と外皮基準からなります。新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準(気候風土適応住宅についての合理化措置を含む)が適用されます。

詳細は裏面をご覧ください

全ての新築住宅・非住宅に 省エネ基準適合が義務付けられます

2022(令和4)年6月に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)により、建築物省エネ法が改正され、原則全ての建築物について、**省エネ基準への適合が義務付けられます**。

併せて、建築基準法の改正により、**建築確認・検査対象の見直し**や**審査省略制度**(いわゆる「4号特例」)の縮小が措置され、建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます。

1

原則※ 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます

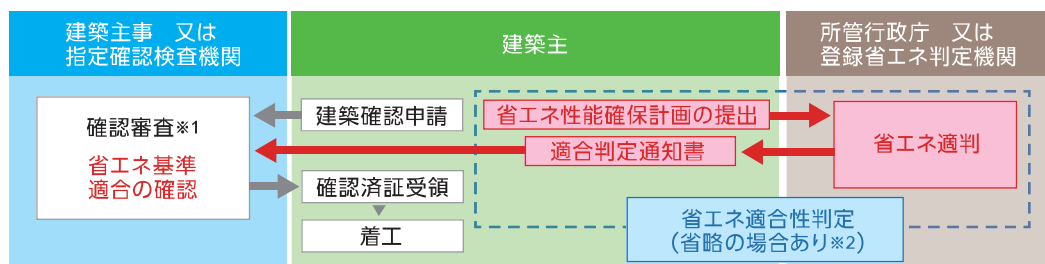
〈現行〉	非住宅	住宅	〈改正〉	非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務		適合義務 (2017.4~)	適合義務
中規模	適合義務 (2021.4~)	届出義務		適合義務 (2021.4~)	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡を想定)以下のもの及び、現行制度で適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く

2

建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行います

- 省エネ基準へ適合しない場合や、必要な手続き・書類の整備等を怠った場合は、確認済証や検査済証が発行されず、着工・使用開始が遅延する恐れがあります。
- 新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準(気候風土適応住宅についての合理化措置を含む)が適用されます。



※1 完了検査時においても省エネ基準適合の検査が行われます。

※2 仕様基準を用いるなど審査が比較的容易な場合は、適合性判定は省略されます。

3

2025(令和7)年4月に施行予定です

- 申請側、審査側の十分な準備期間を確保しつつ、**2025(令和7)年4月に施行予定**です。
※4号特例の見直しについても、同じく2025年4月に施行予定
- 施行日以後に工事に着手する建築物の建築が適合義務の対象**となります。
- 今般の法改正に関する法令(政令、省令、告示)に関する情報、マニュアル・ガイドライン、説明会・講習会の開催情報、説明資料・動画など、改正に関する最新情報については、国土交通省のホームページでご確認いただけます。

